

政令第 号

民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第二条第二項第一号及び第四条第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の三の見出しを「（民間都市開発推進機構が参加することができる民間都市開発事業の要件の特例）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の規定の適用を受ける法第二条第二項第一号」を「平成二十八年三月三十一日までの間における法第四条第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第十条」に、「のうち市街地における居住に関する機能の向上に資するものとして国土交通大臣の」を「（防災上有効な備蓄倉庫その他の施設又は都市の居住者の共同の福祉若しくは利便のため必要な施設を有する建築物の整備に関するものに限る。）で国土交通大臣が」に、「千平方メートル」を「五百平方メートル」に、「区域」を「地区計画等の区域」に改め、同項を同条とする。

附則第一条の四を次のように改める。

(特定民間都市開発事業に係る地域の特例)

第一条の四 平成二十八年三月三十一日までの間における法第四条第一項第一号に掲げる業務(法第二条第二項第一号に規定する民間都市開発事業のうち防災上有効な備蓄倉庫その他の施設を有する建築物の整備に関するもので国土交通大臣が定める基準に該当するものに係るものに限る。)については、法第四条第一項第一号の政令で定める地域は、第三条の規定にかかわらず、同条第二号に該当する地域とする。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令附則第一条の四に規定する日までに民間都市開発の推進に関する特別措置法第四条第一項第一号の規定により民間都市開発推進機構が参加することを約した民間都市開発事業に係る同号の政令で定める地域については、同日後も、なお従前の

例による。

理由

最近における地域経済の状況に鑑み、平成二十八年三月三十一日までの間、民間都市開発推進機構が参加することができる民間都市開発事業の規模の要件を緩和する等の必要があるからである。